

令和4年度(補正) 建築用木材の転換促進支援事業



木材のチカラが、
この国の街づくりを変える。

事業趣旨

我が国の森林は、戦後造林された人工林を中心に蓄積量が増加している中で、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、木材の生産など森林の有する多面的機能の持続的発揮のうえで、森林の適切な整備・保全が必要となっており、そのためには、**森林資源を「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化、森林の適切な管理に結び付けることが重要**です。

そのため、これら豊富な森林資源を可能な限り利用するとともに、海外情勢の影響を受けにくい需給構造の構築に向けて、**住宅分野への木材利用において、品質・性能の確かな国産の製品等への転換とその普及を図ることにより、国内製品のシェアを拡大していくことが重要**となっています。

本事業は、海外情勢の影響を受けにくい木材需給構造の構築に向けて、丸太の有効利用にも資する製材の利用比率の向上を目指すこととして、**建築事業者、設計者等が、住宅の主要構造部（柱及び横架材）等に品質・性能の確かな国産の製品等（JAS構造材等）を利用する取組に対して必要な経費を助成する取組**となります。

また、この取組を行った事業者から、**国産の製品等の利用に係る課題やメリット等の情報を報告**していただきます。

本事業の概要

本事業は、住宅の主要構造部等に品質・性能の確かな国産の製品等を利用する取組（以下「利用事業」という。）を支援します。利用事業には、施工者を対象とした施工利用と設計者を対象とした設計利用の2種類があります。

利用事業		
事業種	施工利用	設計利用
対象者	施工者	設計者
対象物件	3階以下の戸建ての居住専用住宅及び事業用併用住宅。 木造及び木造とその他の構造との混構造	
要件	○以下の(1)又は(2)を満たすこと。 (1)申請物件の柱及び横架材の総材積の半数以上に製材(JAS製材(乾燥処理を施した旨の表示が付されたものに限る)又は乾燥材であることを確認できたもの)を使用すること。 (2)建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条の3に定める構造耐力上主要な部分において、申請物件の延べ床面積(m^2) (木造部に限る)に0.05(m^3/m^2)を乗じた値以上のCLTを使用すること。	
助成対象	○上記要件を満たす建築物において使用される製材(JAS製材又は乾燥材であることを確認できたもの)及びCLT ○上記要件を満たす建築物において使用されるその他JAS構造材(ただし、上記要件を満たす建築物において使用される製材(JAS製材又は乾燥材であることを確認できたもの)及びCLTの総材積を助成上限材積とする)	上記要件を満たす建築物の木造部の設計費(意匠設計・構造設計)の1/2
上限	1棟当たり150万円	木造部分の床面積(m^2) × 6,350円/ m^2
その他	同一建築物において、設計利用と併用可能。 申請上限は県単位で5棟まで。	同一建築物において施工利用と併用可能。設計利用のみの申請は認めない。 申請上限は県単位で5棟まで。

全木連の補助事業における位置づけ

R4補正 JAS構造材実証支援事業

○要件

主要構造部にJAS構造材を使用等

○助成対象

JAS構造材の材積×6.6万円

CLTの材積×14万円

R4補正 建築用木材の転換促進支援

○要件

- ①柱及び横架材の総材積の半数以上に製材(JAS製材又は乾燥材であることを確認できたもの)を使用 または
- ②延べ床面積×0.05(m³/m²)以上のCLTを使用

○助成対象

JAS製材及びその他JAS構造材×6.6万円

乾燥材×6.3万円

CLTの材積×14万円

設計費の1/2

戸建住宅及び事業用併用住宅	集合住宅	非住宅
4階以上	4階以上	4階以上
3階	3階	3階
2階	2階	2階
1階	1階	1階

※対象: 木造、木造とその他の構造の混構造。

: 新築、増築、改築いずれも対象。

詳細な要件や助成対象については、それぞれの事業の公募要領を御確認ください。

本事業で扱う用語及び定義は以下のとおりとします。

1 品質・性能の確かな国産の製品等

製材（JAS製材又は乾燥材であることを確認できたもの）、CLT及びその他JAS構造材。

2 JAS製材

JAS規格の「製材（JAS 1083）」及び「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材（JAS 0600）」として格付が行われた木材製品で、乾燥処理を施した旨の表示が付されたもの。

3 乾燥材

製材のうち乾燥材であることについて**第三者（申請者や木材供給者以外の者）による認証を受けたもの（天然乾燥材を含む）**

4 JAS構造材

JAS規格の「製材（JAS 1083）」のうち機械等級区分構造用製材及び目視等級区分構造用製材（乾燥処理を施した旨の表示が付されたものに限る）、「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材（JAS 0600）」、「直行集成板（JAS 3079）」、「集成材（平成19年9月25日農林水産省告示第1152号）」のうち構造用集成材、「単板積層材（JAS 0701）」のうち構造用単板積層材、「合板（平成15年2月27日農林水産省告示第233号）」のうち構造用合板及び「構造用パネル（JAS 0360）」として格付が行われた木材製品。

5 CLT

JAS構造材のうち直交集成板。

6 その他JAS構造材

JAS構造材のうち、構造用集成材、構造用単板積層材、構造用合板及び構造用パネル。

7 柱

建築物の管柱や通し柱といった垂直方向に設置する構造材(間柱は除く)をいう。枠組壁工法の場合、縦枠及び上下枠をいう。

8 横架材

建築物の梁、桁、床梁、胴差、小屋梁、棟木、母屋、土台、大引といった水平方向又は水平成分を有する方向に設置する構造材。枠組壁工法の場合、床根太、端根太、側根太、頭つなぎを含める。丸太組構法の場合、壁を設ける際に、水平に積み上げる製材、集成材を含める。

利用事業

1 事業申請期間(事業へのエントリー)＜様式第1号＞

受付期間 令和5年5月30日～**令和5年6月30日(必着)**
 ※予算の都合で期日前に締め切る場合があります。

2 助成金交付申請締切り(利用事業の取組に応じた助成金の申請)＜様式第6号＞

受付期間 **令和5年10月20日(必着)**

施工利用(施工事業者対象)

本事業に申請できるのは利用事業の対象物件の建築業者であり、以下の条件を 全て満たした施工者とします。

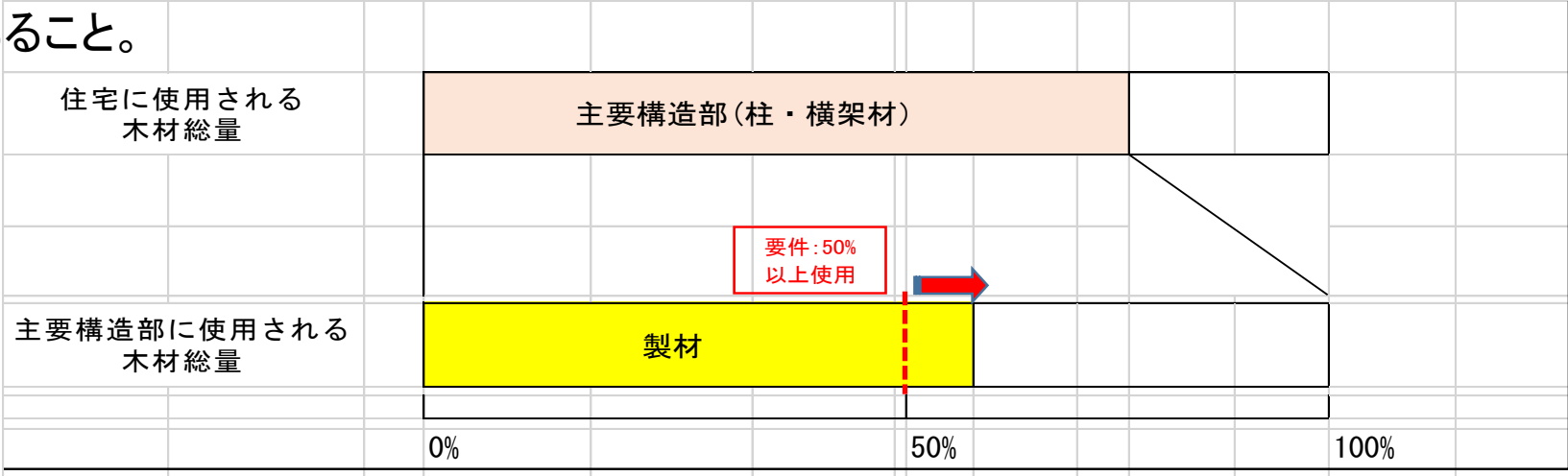
- 1 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づき建築工事業又は大工工事業の許可を受けた者であること。
- 2 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条に規定された建築確認申請(以下「建築確認申請」という。)において利用事業に申請する建築物の施工者として確認できる者、又は施工者として確認できる者から利用事業に申請する権利の委譲を受けた施工者とする。ただし、対象建築物の工事に当たって建築確認申請を要さない場合は、工事請負契約書等において同様の確認ができる者であること。
- 3 別添1に定める事業内容を理解し、かつ利用事業に関する具体的計画とそれを的確に実施できる能力を有する者であること。
- 4 利用事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること。

- 5 公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者でないこと。
- 6 自ら又は実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、若しくはこれらに準ずる者又はその構成員、又は過去5年以内にこれらに該当したことがある者(以下「反社会的勢力」という。)ではないこと。

本事業の対象とすることができる建築物は以下の条件を全て満たす物件とします。

- 1 建築主が国でないもの。
- 2 3階以下の戸建ての居住専用住宅及び事業用併用住宅で、木造又は木造とその他構造との混構造のもの。
- 3 建築物の基礎より上部の躯体部分において、本事業以外に国、地方公共団体、その他の公的機関等からの補助や助成を受けていないもの。ただし、地方公共団体及びその他の公的機関（以下「補助事業実施機関」という。）が実施する補助や助成において、その財源に国庫からの助成金、交付金その他国の資金（地方交付税交付金、森林環境譲与税を除く。）が含まれていないことを補助事業実施機関の資料等により確認できる場合はこの限りでない。
- 4 申請物件の新築及び増改築する延べ床面積（木造部に限る）が10㎡を超えるものであること。

- 5 以下の(1)又は(2)の要件を満たすものであること。
- (1) 申請物件の柱及び横架材の総材積の半数以上に製材(JAS製材(乾燥処理を施した旨の表示が付されたものに限る)又は乾燥材であることを確認できたもの)を使用すること。
- (2) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条の3に定める構造耐力上主要な部分において、申請物件の延べ床面積(m²)(木造部に限る)に0.05 (m³/m²)を乗じた値以上の材積のCLTを使用すること。
- 6 利用事業の成果を林野庁又は全木連が無償で活用し公表できることを建築主が同意したものであること。



本事業の対象は以下に定めるものとします。

利用事業者が行う**施工利用**において、助成対象となる木材（以下「助成対象木材」という。）は、以下に定めるものとする。

なお、助成対象木材は、利用事業者が「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）に基づき合法性の確認ができた旨を納品書等の書面の記載により確認できる木材とする。

- 対象物件の1から6の要件を満たす建築物において使用される**製材（JAS製材又は乾燥材であることを確認できたもの）及びCLT**
- 対象物件の1から6の要件を満たす建築物において使用される**その他JAS構造材**。
ただし、1から6に定める要件を満たす建築物において使用される**製材（JAS製材又は乾燥材であることを確認できたもの）及びCLTの総材積を助成上限材積とする。**

施工利用にあつては、**公募を開始した日（令和5年5月30日）以降に発注した助成対象木材を助成対象とする。**

<u>○助成対象</u>									
助成対象は①及び②の材積。									
①申請物件に使用される製材（JAS材又は乾燥材であることを確認できたもの）及びCLT									
住宅に使用される木材総量		助成対象 ①							
製材・CLT									
②その他JAS構造材※（申請物件に使用される製材（JAS材又は乾燥材であることを確認できたもの）及びCLTの総材積を上限）									
※JAS構造用集成材、JAS構造用単板積層材（LVL） JAS構造用合板、JAS構造用パネル									
住宅に使用される木材総量		製材及びCLT 総材積を上限		助成対象 ②					
製材・CLT		その他	その他JAS構造材						

本事業の助成金額は次のとおりとします。

助成金額は以下の1、2及び3を比較し、最も低い金額から1,000円未満の金額を切り捨てた金額とする。なお、助成金額は1棟の建築物における**施工利用**に対し、**1,500,000円を上限**とする。

- 1 事業申請時に申告する助成対象木材のうち、①JAS製材及びその他JAS構造材（構造用合板及び構造用パネルを除く）の材積の合計に**66,000円／m³**を乗じた金額、②乾燥材の材積の合計に**63,000円／m³**を乗じた金額、③CLTの材積の合計に**140,000円／m³**を乗じた金額並びに④構造用合板及び構造用パネルの**調達費に1/2を乗じた金額**を加算した金額。
- 2 交付申請時に申告する助成対象木材のうち、①JAS製材及びその他JAS構造材（構造用合板及び構造用パネルを除く）の材積の合計に**66,000円／m³**を乗じた金額、②乾燥材の材積の合計に**63,000円／m³**を乗じた金額、③CLTの材積の合計に**140,000円／m³**を乗じた金額並びに④構造用合板及び構造用パネルの**調達費に1/2を乗じた金額**を加算した金額。
- 3 利用事業で使用したJAS製材、その他JAS構造材（構造用合板及び構造用パネルを除く）及びCLTの材積の調達費に、使用した構造用合板および構造用パネルの調達費に1/2を乗じた金額を加算した金額。

上記1、2、3について、

同一建築物で**施工利用**と**設計利用**を申請する場合の助成金額は、それぞれの算出方法で算出した金額の合計額とし、それぞれの利用事業についてそれぞれの上限額を超えないものとする。

調達費を算出する際の値引き、加工費、運搬費について

調達費を算出する際に、値引き、加工費、運搬費は、以下の考えに基づいて按分します。

（事業のホームページで公開している「助成金算定表」を使用して算出してください。）

- ・ 値引き額は、値引き対象となるすべての項目に金額割合で按分します。
- ・ 加工費、運搬費は、対象となる木材の材積に対して按分します。

加工費、運搬費に計上できる費用は、以下の項目に当てはまる経費となります。

- ・ 加工費…プレカット工場での木材の切削、養生塗装に係る費用になります。
- ・ 運搬費…助成対象の木材を施工現場に運搬する経費になります。

事業概要：助成対象の建築物、木材の考え方 1

施工利用

手順1 建築物の見積書や木拾い表において、品質・性能の確かな国産の製品等の使用を確認する。

(参考例)

番号	名称	規格、仕様			数量 (枚)	単価 (円/枚)	金額 (円)	材積 (m³)	備考
		樹種	種類、等級	寸法(mm)					
1	1階柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90 SD20	105 × 105 × 2790	38	※※※	※※※	※※※	
2	1階柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105 × 105 × 2950	9	※※※	※※※	※※※	
3	1階柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105 × 105 × 2950	19	※※※	※※※	※※※	
4	1階柱	ヒノキ	〇〇県認証材(乾燥材)	105 × 105 × 2400	2	※※※	※※※	※※※	
5	1階柱	ヒノキ	JAS目視等級製材甲種1級SD20	105 × 105 × 2700	18	※※※	※※※	※※※	
6	土台	ヒノキ	JAS目視等級製材/1級SD20	105 × 105 × 3050	50	※※※	※※※	※※※	
7	1階梁	RW	JAS構造用集成材/E70-F225	105 × 210 × 2500	42	※※※	※※※	※※※	
8	1階梁	RW	JAS構造用集成材/E70-F225	105 × 210 × 4000	65	※※※	※※※	※※※	
9	1階梁	RW	JAS構造用集成材/E70-F225	105 × 120 × 2500	67	※※※	※※※	※※※	
10	1階梁	RW	JAS構造用集成材/E70-F225	105 × 120 × 4000	67	※※※	※※※	※※※	
11	垂木	アカマツ	JAS目視等級製材 乙種2級SD20	45 × 45 × 1500		※※※	※※※	※※※	
15		ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105 × 105 × 3050		※※※	※※※	※※※	
88	鉛直構面	ラーチ	JAS構造用合板/特類1級C-D	1820 × 910 × 12	140	※※※	※※※	※※※	
89	鉛直構面	ラーチ	JAS構造用合板/特類1級C-D	1820 × 910 × 12	4	※※※	※※※	※※※	
90	プレカット基本料				1式	※※※	※※※	※※※	
91	構造材プレカット費				12	※※※	※※※	※※※	
92	羽柄材プレカット費				15	※※※	※※※	※※※	
93	送料				1式	※※※	※※※	※※※	
94	値引き					※※※	※※※	※※※	
合 計							※※※	※※※	

見積書や木拾い表において、品質・性能の確かな国産の製品等を使用したことが分かるものを提出。

下記破線内については、品質・性能の確かな国産の製品等が使われていると認めることとします。

品質・性能の確かな国産の製品等が使用されているとみなす木材の例

- ・柱 スギ(JAS製材)
- ・横架材 スギ集成材(JAS集成材)
- ・下地材 スギ製材(乾燥認証材)

都道府県認証乾燥材制度で該当するものについては、別途HPに掲載しますので、そちらをご確認ください。

手順2 品質・性能の確かな国産製品等の情報を整理する

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| 1 JAS製材 | JAS規格(乾燥処理を施したもの) |
| 2 乾燥材 | 県産材における乾燥材認証、認証機関による乾燥材認証 等 |
| 3 その他JAS構造材 | JAS規格 |

手順3 品質・性能の確かな国産製品等の調達を行った資料をつけること

事業申請時、交付申請時において、それぞれ以下の図面等を提出してください。

①事業申請時：

- ・調達費算定のもとになった資料(見積内訳(明細)書、注文書、納品書等) → **合法性の確認を明記**
- ・Excelシート「調達費算定表」を info@moku-tenkan.jp 宛メールで別途送付。
- ・建築工事業又は大工工事業の許可証の写し
- ・建築確認申請書一式の写し
- ・助成対象のJAS構造材等が種類ごとに明瞭に色分けされ、判別することが可能な配置図、平面図(部屋の用途が記載されたもの)、立面図、軸組図(X・Y通ごと各1面)及び梁伏せ図(各階)。
- ・助成金振込先の資料
- ・建築確認申請の施工者から委譲を受けた下請けは委譲書、物件の施工者と確認できる資料(契約書等)

手順4 品質・性能の確かな国産製品等の調達を行った資料をつけること（つづき）

②交付申請時：

- ・助成対象に係る木材の請求書又は領収書およびその内訳が記載された明細書
- ・Excelシート「調達費算定表」を info@moku-tenkan.jp 宛メールで別途送付。
- ・調達費算定のもとになった資料（見積内訳（明細）書、注文書、納品書等）
- ・公募を開始した日以降に材料発注がなされたことが証明できる書類（材料発注書、材料指示書等）
- ・**助成対象木材がクリーンウッド法（CW法）に基づく合法性を確認したことを証明する書類**
- ・建築確認済証の写し。事業申請時から変更があった場合、変更確認申請書一式
- ・助成対象のJAS構造材等が種類ごとに明瞭に色分けされ、判別することが可能な配置図、平面図（部屋の用途が記載されたもの）、立面図、軸組図（X・Y通ごと各1面）及び梁伏せ図（各階）。
- ・工事記録写真 → **荷受検収写真（検収ごと）、施工写真（種類ごと、部材種ごと）、完成時**

利用事業者が申請できる一者当たりの都道府県単位での上限件数は、次の1から2の場合を除き、2件までとします。なお、同一建築物において施工利用と設計利用の両方を申請する場合は1件として数えるものとします。なお、は1件として数えるものとする。

次に掲げる場合は、都道府県単位で3件以上の申請ができるものとします。

- 1 利用事業者が都道府県単位で3件又は4件を申請する場合、以下の要件を満たすこと。
 - (1) 3件目の利用事業の申請を行うまでに「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(平成28年法律第48号)(以下「クリーンウッド法」という。)に基づき別添2の登録実施機関から登録を受けていること。
 - (2) 次の要件のいずれかを満たすこと。
 - ア 木材SCM(サプライチェーンマネジメント)支援システム「もりんく」(<https://molink.jp/>)の登録者であること。
 - イ 山元の素材生産事業者等と安定供給などの協定を締結したJAS構造材生産施設を有する事業者との共同申請をする者であること。
 - ウ 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)(以下「都市の木造化推進法」という。)に基づく建築物木材利用促進協定を国又は地方公共団体と直接締結した者(建築物木材利用促進協定を締結した団体に属するのみでは該当しない)であること。
 - エ 建築物木材利用促進協定を締結した事業者である建築主との共同申請をする者
- 2 利用事業者が都道府県単位で5件の申請を行う場合、1の(1)を満たすことに加えて、(2)のウ又はエを満たすこととする。

クリーンウッド登録実施機関は次のとおり。なお、は1件として数えるものとする。

別添2

クリーンウッド登録実施機関

- ・ 公益財団法人日本合板検査会
- ・ 公益財団法人日本住宅・木材技術センター
- ・ 一般財団法人日本ガス機器検査協会
- ・ 一般社団法人日本森林技術協会
- ・ 一般財団法人建材試験センター
- ・ 一般社団法人北海道林産物検査会

事業概要：助成金額の計算方法

施工利用

助成額は次の表の(1)、(2)、(3)の算出結果のうち最も低い額から1,000円未満の金額を切り捨てた金額になります。(上限額：1,500,000円/棟)

製材・JAS構造材の区分		(1)事業申請時算出額 ①+②+③+④	(2)交付申請時算出額 ①+②+③+④	(3)実際の調達費 ①+②
JAS製材	助成単価 66,000円／m ³	使用予定のJAS構造材の材積の合計に左の助成単価を乗じた金額①	使用したJAS構造材の材積の合計に左の助成単価を乗じた金額①	調達費(実績)の合計額 ①
構造用集成材				
構造用LVL				
乾燥材	助成単価 63,000円／m ³	使用予定の乾燥材の材積に左の助成単価を乗じた金額②	使用した乾燥材の材積に左の助成単価を乗じた金額②	
CLT	助成単価 140,000円／m ³	使用予定のCLTの材積に左の助成単価を乗じた金額③	使用したCLTの材積に左の助成単価を乗じた金額③	
構造用合板	調達費で算出	調達費(見積)の1／2の金額④	調達費(実績)の1／2の金額④	
構造用パネル				

設計利用(設計者対象)

本事業に申請できるのは利用事業の対象物件の建築士であり、以下の条件を 全て満たした者とします。

- 1 設計士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づき都道府県知事の登録を受けた者で、利用事業に申請する建築物の設計者であること。
- 2 別添1に定める事業内容を理解し、かつ利用事業に関する具体的計画とそれを的確に実施できる能力を有する者であること。
- 3 利用事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること。
- 4 公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者でないこと。
- 5 自ら又は実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、若しくはこれらに準ずる者又はその構成員、又は過去5年以内にこれらに該当したことがある者(以下「反社会的勢力」という。)ではないこと。

本事業の対象とすることができる建築物は以下の条件を全て満たす物件とします。

- 1 建築主が国でないもの。
- 2 3階以下の戸建ての居住専用住宅及び事業用併用住宅で、木造又は木造とその他 造との混構造のもの。
- 3 建築物の基礎より上部の躯体部分において、本事業以外に国、地方公共団体、その他の公的機関等からの補助や助成を受けていないもの。ただし、地方公共団体及びその他の公的機関（以下「補助事業実施機関」という。）が実施する補助や助成において、その財源に国庫からの助成金、交付金その他国の資金（地方交付税交付金、森林環境譲与税を除く。）が含まれていないことを補助事業実施機関の資料等により確認できる場合はこの限りでない。
- 4 申請物件の新築及び増改築する延べ床面積（木造部に限る）が10㎡を超えるものであること。

5 以下の(1)又は(2)の要件を満たすものであること。

(1) 申請物件の柱及び横架材の総材積の半数以上に製材(JAS製材(乾燥処理を施した旨の表示が付されたものに限る)又は乾燥材であることを確認できたもの)を使用すること。

(2) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条の3に定める構造耐力上主要な部分において、申請物件の延べ床面積(m^2)(木造部に限る)に0.05 (m^3/m^2)を乗じた値以上のCLTを使用すること。

6 利用事業の成果を林野庁及び全木連が無償で活用し公表できることを建築主が同意したものであること。

本事業の対象は以下に定めるものとします。

利用業者が行う設計利用において、対象物件に定める要件を満たす建築物の木造部分の設計に係る設計費を助成対象（以下「助成対象設計費」という。）とします。

設計利用にあつては、**公募開始を公表した日（令和5年5月23日）**以降に設計契約を締結した設計、又は契約行為を伴わない場合は当該日以降にその経費が発生した設計を助成対象とします。

本事業の助成金額は次のとおりとします。

設計利用の対象建築物の設計費に1／2を乗じた額とする。ただし、混構造の物件にあつては、設計費の全額を対象建築物の総床面積で除した金額に木造部の床面積を乗じた額に1／2を乗じた額とします。

なお、1棟当たりの助成額は、木造部の床面積に12,700円を乗じた額に1／2を乗じた額を上限とします。

同一建築物で**施工利用**と**設計利用**を申請する場合の助成金額は、それぞれの算出方法で算出した金額の合計額とし、それぞれの利用事業についてそれぞれの上限額を超えないものとします。

手順 助成金額の計算方法を確認する。

- ・**設計利用**の助成金額は設計費（意匠設計・構造設計（条件ありP45参照））の1/2です。
- ・混構造の場合は、木造建築部分の設計費を按分して計算することとなります。

$$\text{【助成金額】} = \text{設計費} \times \frac{\text{建築物の木造部分の延べ床面積}}{\text{建築物の延べ床面積}} \times \frac{1}{2}$$

$$\text{【上限金額】} = 12,700\text{円} \times \frac{\text{建築物の木造部分の延べ床面積}}{\text{建築物の延べ床面積}} \times \frac{1}{2}$$

事業申請時の金額と交付申請時の金額、上限金額を比較して、低い方の金額が助成金額となります。